

権利者からの許諾を怠ると、
民事請求を受けたり、
刑事罰を科せられる
場合があります。



民事請求とは…

- ①当該品種の生産・販売等の差し止め
- ②無断利用によって育成者権者が被った損害賠償
- ③無断利用によって育成者権者が被った信用の低下を回復するための措置

刑事罰(故意犯の場合)とは…

10年以下の懲役又は/併科1000万円以下の罰金 (法人の場合は3億円以下の罰金)



登録品種に関する問い合わせ先

海外へ持ち出そうとする品種が登録品種であるか否かの確認、各国の植物新品種保護の現状については、品種登録ホームページでも確認できます。

ただし、登録品種であるか否かの正確な情報については、農林水産省の品種登録簿の閲覧または謄写の請求等により、ご確認ください。



農林水産省

品種登録ホームページアドレス

<http://www.hinshu2.maff.go.jp>



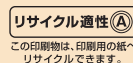
ご不明な点については、
下記の窓口にお問い合わせください。

農林水産省食料産業局知的財産課

〒100-8950東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL.03-3502-8111(代表)
FAX.03-3502-5301

国立研究開発法人 農研機構 種苗管理センター 品種保護対策役 (通称：品種保護Gメン)

TEL.029-838-6589
E-mail hinsyu_gmen@naro.affrc.go.jp



種子や枝の 海外への 持ち出しに注意!!



植物には
法律により保護されている
登録品種というものが
あります。

植物の種子や枝等を海外へ
持ち出そうとしているあなた!

登録品種の種子や枝等は、権利者の
輸出許諾なく海外へ持ち出せない
場合があります。
持ち出す前に、
まずはご確認ください。



農林水産省

種苗の海外持ち出しには気をつけて!!

持ち出す品種は、登録品種ですか?

登録品種のチェック <http://www.hinshu2.maff.go.jp>

YES

許諾を得ずに増殖した種苗を他者に譲渡、持ち出すことは種苗法違反です。

NO

正規に購入した種苗ですか?

持ち出す相手国は、

植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)の加盟国ですか?

全ての植物を保護対象としている国

EU	オランダ	タンザニア	ブルガリア
OAPI※	カナダ	チェコ	ベラルーシ
アイスランド	韓国	チュニジア	ペルー
アイルランド	キルギス	チリ	ポスニア・ヘルツェビチ
アメリカ	グルジア	デンマーク	ポーランド
アルゼンチン	クオアチア	ドイツ	ポリビア
イギリス	ケニア	ドミニカ共和国	ポルトガル
イスラエル	コスタリカ	ニカラグア	メキシコ
イタリア	コロンビア	ニュージーランド	モルドヴァ
ウクライナ	シンガポール	ルウェー	モンテネグロ
ウズベキスタン	スイス	パナマ	ヨルダン
ウルグアイ	スウェーデン	パラグアイ	ラトビア
エクアドル	スペイン	ハンガリー	リトアニア
エストニア	スロバキア	フィンランド	ルーマニア
オーストラリア	スロベニア	フランス	ロシア
オーストリア	セルビア	ベトナム	

※OAPI(アフリカ知的財産機関)は、アフリカ17カ国からなる、知的財産に関する国際機関。

一部の植物のみ保護対象としている国

アゼルバイジャン	ブラジル
アルバニア	ベルギー
オマーン	マケドニア
中国	南アフリカ
トリニダード・トバゴ	モロッコ
トルコ	

その他の国

その植物を保護対象としている場合

その植物を保護対象としていない場合

育成者権者からの許諾が必要

海外持ち出し制限が付された登録品種は育成者権者の許諾が必要(それ以外の品種は不要)

※譲渡時の契約において海外への持ち出しを禁止している場合がありますので注意が必要です。

保護対象のチェック
<http://www.hinshu2.maff.go.jp/act/upov/upov2.html>

登録品種とは…

農林水産省に登録を受けている品種は、種苗法に基づいて保護されています。この保護された品種のことを登録品種といいます。



育成者権とは…

登録品種を独占的に利用できる権利を育成者権といい、その権利を持つ者を育成者権者といいます。



登録品種を利用するには…

登録品種を利用(生産、輸出)する際には、育成者権者の許諾が必要です。

